薬生食輸発 0720 第 3 号 令 和 5 年 7 月 20 日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課 輸入食品安全対策室長 (公印省略)

オーストラリア産ナチュラルチーズの取扱いについて

今般、オーストラリア産ナチュラルチーズについて、リステリア・モノサイトゲネスが検出されたとして、現地にて自主回収が行われているとの情報を入手しました。 ついては、当該製造者が製造したナチュラルチーズ(ソフト及びセミハードタイプのものに限る。)が輸入届出された場合には、貨物保留の上、輸入者に対し、リステリア・モノサイトゲネスに係る自主検査を実施するよう指導方お願いします。

記

1. 製造者名
THAT'S AMORE CHEESE PTY LTD.

2. 参考

https://www.foodstandards.gov.au/industry/foodrecalls/recalls/Pages/That
's-Amore-Cheese-Burrata.aspx